

公立佐賀中央病院  
経営コンサルティング業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本要領は、公立佐賀中央病院（以下「病院」という。）における、経営コンサルティング業務の公募に関して、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 経営コンサルティング業務委託
- (2) 業務場所 多久市東多久町大字別府 3 5 6 2 番地
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 業務内容 別紙仕様書による。

3 プロポーザル方式により交渉権者を選定する理由

価格のみによる競争では、所期の目的を達成できない契約を結ぶ必要があるため

4 プロポーザル方式の方法及び理由

公募型プロポーザル方式

5 業務スケジュール

- 令和 8 年 3 月 1 1 日（水） 公告及び参加表明書の受付開始
- 3 月 2 7 日（金） 参加表明書提出期限
- 4 月 1 日（水） 提案書受付開始
- 4 月 1 3 日（月） 提案書提出期限
- 4 月 2 0 ～ 2 2 日 選定委員会（プレゼンテーション）
- 4 月 2 3 日（木） 審査結果通知

6 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 参加表明書の提出日において、官公庁から指名停止措置を受けていない者
- (4) 国税（法人税等）及び地方税の滞納が無い者
- (5) 暴力団等（佐賀県暴力団排除条例（平成 23 年佐賀県条例第 28 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等をいう）に該当しない者
- (6) 令和 4 年度以降に、150 床以上の医療法第 1 条の 5 に規定する病院において、経営改善支援に係る業務を完了した実績を有する者

7 参加表明書提出期間及び方法

(1) 受付期間

令和 8 年 3 月 1 1 日（水）から 令和 8 年 3 月 2 7 日（金）まで  
8 時 3 0 分から 1 7 時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）  
郵送の場合は 3 月 2 7 日（金） 1 7 時まで必着

(2) 提出方法

事務部 契約管財係へ持参または郵送により提出する。

(3) 提出先

〒846-0012  
佐賀県多久市東多久町大字別府 3562 番地  
公立佐賀中央病院 契約管財係  
電話 0952-20-2877

## 8 質問

### (1) 受付期間

令和8年3月11日（水）から 令和8年3月23日（月）まで

### (2) 方法

質問書(様式2)をFAX又はメール（PDFファイル形式）により下記提出先へ提出する。

### (3) 提出先

FAX番号 0952-20-1292（契約管財係）

メールアドレス：hospital@sagachuo-pb.jp

### (4) 回答

参加表明書提出期限までの質問は、随時質問者へ回答する。

提出期限の翌日以降については令和8年3月24日（火）に参加表明者全員へ回答する。

## 9 提案書等の提出

### (1) 提案書内容

別紙仕様書による。

### (2) 提出書類

①提案書（A4（A3折込も可）・任意様式）

②業務工程表（A4・任意様式）

③業務実施体制（A4・任意様式）

④見積書（A4・任意様式）

### (3) 提出部数（①～④を1冊に綴じたもの）

正本1部、副本10部（複写可） ※副本10部には会社名を表示しないこと。

### (4) 提出期間

令和8年4月1日（水）から 令和8年4月13日（月）まで

8時30分から17時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

郵送の場合は4月13日（月）17時まで必着

### (5) 提出先及び方法

事務部 契約管財係へ持参または郵送により提出する。

### (6) その他

ア 提出された書類以外に必要なに応じて追加資料を求める場合がある。

イ 提案書等の差し替え、追加及び削除は提出期間内においてのみ可能とする。

ウ 参加表明書を提出した者のうち提案書の提出を辞退する者は、辞退届を提出期間中に提出先へ提出すること。なお、辞退により、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

## 10 提案限度額

本業務の提案限度額は、10,326千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※提案限度額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務の規模を示すためのものであるが、この金額を超える提案は無効とする。

## 11 選定委員会の設置

本プロポーザルの審査を行う機関として、選定委員会を設置する。

## 12 評価方法及び評価基準

(1) 選定委員会において提案の審査及び評価を行い、各委員の得点の合計を合算した総合得点の最も高い提案者を優先交渉権者とする。ただし、各委員の得点の合計を合算した総合得点が選定委員会の定める基準に満たない場合は、交渉権者とはしない。

(2) 評価項目及び評価基準は下表のとおりとする。

審査項目	評価項目	配点
1 業務遂行能力	本業務を遂行できる能力、実績を有しているか。なお、病院と同規模、同機能での業務実績がある場合、その概要を明示されたい。	10/100
2 業務実施体制	業務内容に対して適切な人員配置、体制が構築されているか。	10/100
3 企画提案書内容	本業務の目的、課題が十分理解できており、業務の方針・内容が適切か。	20/100
	下記の各課題についての的確に整理できる内容となっているか。また、課題解決に向けての具体的な取組みについて示されているか。	
	(1) 診療科別の損益分析及び経営課題の抽出について	10/100
	(2) 人口動態を踏まえた患者数の将来予測と診療体制の最適化について	10/100
	(3) 病院全体の人員配置及び人件費の最適化について	10/100
	(4) 経営戦略策定及びシミュレーションについて	10/100
	(5) その他、経営改善を実現するための各種情報提供について	10/100
4 費用	業務に要する費用見積もり	10/100

### 1.3 書類による選考

提案者が5者を超えた場合は、書類による選考を行う場合がある。

#### ア 審査方法

提案書等に基づき実績、業務実施体制、スケジュール等を総合的に判断する。

#### イ 結果通知

書類による選考を行った場合は、提案者本人に選考結果の通知を行う。

### 1.4 プレゼンテーションの実施

(1) 提案者（書類選考を実施した場合は通過者）は、提案内容についてのプレゼンテーションを実施する。

(2) プレゼンテーションの実施日、場所等は、後日、提案者に通知する。

### 1.5 結果の通知

優先交渉権者が選定された場合は、その結果についてプレゼンテーションに参加した提案者全員に通知するものとする。なお、提案者の評価結果については、自己の評価結果に限り開示することができるものとする。

### 1.6 契約

優先交渉権者が選定された後、速やかに契約金額等の協議を行い双方の合意が得られた場合は、契約を締結するものとする。ただし、合意が得られなかった場合は、次点の者が交渉権者となる。

## 1 7 提案書の取扱い

提出された提案書の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された提案書は返却しない。
- (2) 提出された提案書は、審査及び説明を目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (3) 提出された提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表する場合がある。
- (4) 前号により公表する場合は、その写しを作成し使用することができるものとする。

## 1 8 結果の公表

- (1) 公表時期 令和8年5月予定
- (2) 公表事項 契約締結後、病院ホームページにて公表する。
  - ① 業務の概要
  - ② 契約日及び履行期間
  - ③ 契約金額
  - ④ 契約者名及び契約者とした理由
  - ⑤ 提案者総数

## 1 9 失格

次の各号のいずれかに該当する場合、提案者は失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成様式及び記入要領に示された条件に適合しないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 参加表明書提出日から契約までの間に官公庁から指名停止措置を受けた場合
- (5) 関係者に提案書作成に対する援助を直接的又は間接的に求めた場合

## 2 0 その他

- (1) プロポーザルの提出書類に虚偽の記載をし失格とされた場合、多久小城医療企業団の指名停止措置を行うことがある。
- (2) 提案書等及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提案に要する経費は、各事業者の負担とする。
- (4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、多久小城医療企業団情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (5) 提案書の提出が1者であった場合、評価基準による得点が委員会の定める基準を満たし、かつ、委員会で認めたものであることを条件に、契約の相手方として選定することがある。
- (6) その他、定めのない事項については、地方自治法、同施行令その他多久小城医療企業団が制定する関係条例、規則等に従うものとする。
- (7) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (8) 公募開始の日から事業者の選定が終了するまでの間、担当部署関係職員に対する営業活動を禁止する。

## 附 則

この要領は、令和8年3月11日より施行する。